

令和 7 年第 4 回大台町議会臨時会

提出議案概要



令和 7 年 1 0 月

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（大台町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について）

【改正理由】

令和 7 年 1 月 8 日に公布された地方公務員の育児休業等に関する法律（令和 7 年法律第 5 号）及び令和 7 年 4 月 2 5 日に公布された人事院規則の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

なお、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、条例の一部改正について専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める。

【改正内容】

・ 現行の部分休業

- 1 日につき 2 時間の範囲内（3 0 分単位）で取得
「勤務時間の始まりと終わり」にのみ取得可能

8:30	9:30		16:15	17:15
1時間	勤務			1時間



・ 改正後の部分休業

①第 1 号部分休業

- 1 日につき 2 時間の範囲内（3 0 分単位）で取得
「勤務時間の始まりと終わり」にのみ取得可能とする要件を廃止

8:30	9:30		16:15	17:15
1時間	勤務			1時間

②第 2 号部分休業

- 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの期間において、7 7 時間 3 0 分
（1 0 日相当）の範囲内（1 時間単位）で取得

8:30	17:15
2 時間以上の取得や 1 日単位で取得することも可能	

【施行期日】

令和 7 年 1 0 月 1 日

議案第 59 号 令和 7 年度大台町一般会計補正予算（第 4 号）

【内容】

別冊「令和 7 年度 補正予算説明資料（10 月 27 日臨時会）」をご参照ください。